平成２９年（フ）第５５２０号
東京都新宿区百人町１丁目１－８－401
債務者　上村　祐太
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５２３号
東京都文京区大塚３丁目11－７－402
債務者　中嶋　正明
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５２４号
東京都港区麻布十番２丁目16－５－306
債務者　木村　紀華
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５２８号
神奈川県横浜市港北区綱島東４丁目８－10－312
債務者　藤井　裕子（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５３０号
東京都江戸川区中葛西６－１－21－203、住民票上の住所東京都江戸川区中葛西６丁目１－21
債務者　加賀谷　清
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５３１号
東京都江戸川区中葛西６－１－21－203、住民票上の住所東京都江戸川区中葛西６丁目１－21
債務者　加賀谷町子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５３２号
東京都世田谷区経堂３丁目37－18－103
債務者　倉本　栄二
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５３３号
東京都練馬区桜台１丁目17－２　セドルハイム桜台Ａ棟206
債務者　安西　由治
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５３５号
東京都世田谷区赤堤４丁目12－16　小林方３号
債務者　伊藤　哲
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５４０号
東京都新宿区西落合１丁目５－６－102
債務者　小林　淳一
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５４５号
東京都豊島区池袋２丁目28－８－303
債務者　吉武　歩
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４６６号
東京都葛飾区宝町２丁目32－22
債務者　小日向和美
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５１号
東京都立川市一番町２丁目15番地の１ライオンズガーデン西武立川707号
債務者　樋口　純
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６８２号
東京都府中市日新町３丁目37番地の２サンハイムM201
債務者　関島香代子
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６１６号
東京都小金井市梶野町３丁目８番６号パークハウス梶野301
債務者　芝田　潤
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部